

新郷村空家等利活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、空家等の利活用による移住・定住の促進を図るため、予算の範囲内において、新郷村空家等利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新郷村補助金等の交付に関する規則（平成8年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 村内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅又はこれと同様の状態にある住宅（店舗併用住宅を含む。）及びその敷地をいう
- (2) 補助事業 空家等の利活用による移住・定住を目的とした空家等の購入、空家等の賃貸借、空家等の動産の廃棄を行う事業をいう
- (3) 子育て世帯 補助金の交付申請日において、18歳未満の子どもを扶養している世帯をいう
- (4) 移住者 新郷村に転入した日から3年以内の者をいう
- (5) 親族 3親等以内の血族又は姻族をいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空家等を購入し、当該物件に3年以上居住する意思がある者
- (2) 空家等を賃借し、当該物件に3年以上居住する意思がある者
- (3) 空家等の所有者であって、当該物件に存在する動産を廃棄する者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 交付申請時に本人及び同居している者（補助事業完了後に同居する予定の者を含む。）が、納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「個人住民税等」という。）について滞納している場合
- (2) 空家等の所有者又は賃貸人が親族である場合
- (3) 補助事業を行うことにより自己又は親族が所有する住宅が空家等になる場合
- (4) 本人又は同一の世帯に属する者が、反社会的勢力である場合又は密接な関係を有する場合
- (5) 前号のほか、村長が適当でないとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当するものにあつては、空家等の購入に要する費用
- (2) 前条第1項第2号に該当するものにあつては、空家等の賃借料
- (3) 前条第1項第3号に該当するものにあつては、空家等に存在する動産の廃棄に要する費用

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 空家等の購入に要する費用については、実支出額の合計額に10分の9を乗じて得た額又は1,000,000円のいずれか少ない額
ただし、子育て世帯、移住者に該当する場合は、それぞれ100,000円を加算する
- (2) 空家等の賃借料については、賃借料の年額の2分の1の額又は300,000円のいずれか少ない額を3年間交付する
ただし、子育て世帯、移住者に該当する場合は、それぞれ賃借料の5分の1を加算する
- (3) 空家等に存在する動産の廃棄に要する費用については、実支出額の合計額に10分の9を乗じて得た額又は、100,000円のいずれか少ない額

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書は、新郷村空家等利活用事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 申請者及び同居人の住民票の写し
- (2) 申請者及び同居人の個人住民税等の納税証明書又は完納証明書
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 空家等の位置図及び写真
- (5) 第3条第1項第1号に該当する者にあつては、売買契約書の案の写し又は契約しようとする内容がわかる書類
- (6) 第3条第1項第2号に該当する者にあつては、賃貸借契約書の案の写し又は契約しようとする内容がわかる書類
- (7) 第3条第1項第3号に該当する者にあつては、処分費用の見積書及び処分後に売買契約又は賃貸借契約が成立する見込であることを証する書類
- (8) その他村長が必要と認める書類

2 第1項の申請書の提出期限は、工事予定年度中1月31日までとする。

3 交付申請は、当該年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は事業を中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめ事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)を村長に提出してその承認を受けること
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告してその指示を受けること
- (3) 第3条第1項第1号及び2号に該当する補助対象者にあつては、補助事業により購入し、又は賃借した物件に3年以上居住すること
- (4) 第3条第1項第3号に該当する補助対象者にあつては、事業完了後に売買契約又は賃貸借契約を成立させること

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、新郷村空家等利活用事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、新郷村空家等利活用事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は補助金の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は実施年度の3月15日のいずれか早い日までに新郷村空き家等利活用事業費補助金事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者にあつては、売買契約書の写し、建物の登記事項全部証明書の写し、売買代金の領収書の写し
- (2) 第3条第1項第3号に該当する者にあつては、委託契約書の写し、委託代金の領収書の写し、写真(搬出前、搬出中及び搬出完了の状況を撮影したもの)
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の報告書について、必要があると認めるときは、業者等に報告書の内容について確認し、又は現地確認調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、新郷村空き家等利活用事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)とする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、新郷村空き家等利活用事業費補助金請求書(様式第8号)により村長に請求するものとする。

2 村長は、前項の規定による請求があつたときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

(財産の管理及び処分)

第13条 規則第19条ただし書の村長の定める期間は、補助事業により購入した物件に居住した日の翌日から起算して3年間とする。賃借の場合は、補助金の交付期間とする。

2 前項に定める期間において、補助対象者は、村長の要求があつた場合には、補助金の交付を受けた物件の管理状況に関し、村長に報告しなければならない。

3 補助対象者は、第1項に定める期間内に、村長の承認を受けずに、補助金の交付を受けた物件を処分した場合、又は当該物件に居住しなくなった場合には、次に掲げる区分に応じ定められた金額を返還しなければならない。

- (1) 1年未満 補助金交付額の100%
- (2) 1年以上2年未満 補助金交付額の66%
- (3) 2年以上3年未満 補助金交付額の33%
- (4) 3年以上 返還なし

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。